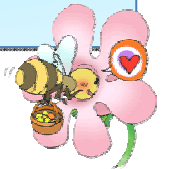


改正養蜂振興法が25年1月から施行されます

ミツバチの飼育者は、毎年、1月中に所定の飼育届を、住所地の農業農村振興事務所に提出してください。
(手数料はかかりません。)



ただし、採蜜した蜂蜜等は販売せず、自家消費のみの方で、以下に該当する方は、届出不要です。

・花粉交配用に使用する時期だけミツバチを飼育される方

（花粉交配に必要な群数のミツバチを、数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育する方で、蜂蜜・蜜蜂等を販売されていない方に限ります。）

なお、巣箱や巣洞等を設置しないで、野生のニホンミツバチの自然巣から、蜂蜜等を採取するだけで、ニホンミツバチを飼育していない方は、届出不要です。

- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

窓口機関	住所	電話番号
【届出】		
大津・南部農業農村振興事務所	草津市草津三丁目14-75	077-567-5412
甲賀農業農村振興事務所	甲賀市水口町水口6200	0748-63-6126
東近江農業農村振興事務所	東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7714
湖東農業農村振興事務所	彦根市元町4-1	0749-27-2228
湖北農業農村振興事務所	長浜市平方町1152-2	0749-65-6613
高島農業農村振興事務所	高島市今津町今津1758	0740-22-6026
【衛生管理】		
家畜保健衛生所 本所	近江八幡市西本郷町226-1	0748-37-7511
北西部支所	高島市今津町弘川249-1	0740-22-2145

